

登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会 報告書（案） 新旧対照表

No	新（今回）	旧（事前内容確認時）
1	<p>(1) 共通</p> <p>～ 略 ～</p> <p>オ <u>コスト削減のため、安易に職員を減員するのではなく、様々な課題の解消や災害時の対応等を踏まえたうえで、事業の効率化について具体的な議論を行い、適切に定員管理を行っていく必要がある。</u></p> <p>～ 略 ～</p>	<p>(1) 共通</p> <p>～ 略 ～</p> <p>オ コスト削減など事業の効率化についての具体的な議論が必要であり、職員数についても適正な規模であることが求められる。様々な課題を解決しながら事業を継続していくためには、将来に向けた方向性を示していくことが必要である。</p> <p>～ 略 ～</p>
2	<p>(2) 水道事業</p> <p>ア 水道料金は、下水道使用料と同時の改定となることに配慮し、<u>料金算定期間の4年間の総括原価から算出した平均改定率 15%とする</u>ことは妥当である。</p> <p>ただし、今回の料金改定は<u>料金算定期間における経常収支比率が100%を下回らない必要最小限の内容</u>となっており、4年ごとに料金の見直しを行うことを前提としたものであるため、<u>料金見直しの検討を確実に</u>行っていく必要がある。</p> <p>～ 略 ～</p>	<p>(2) 水道事業</p> <p>ア 水道料金は、下水道使用料と同時の改定となることに配慮し、資産維持率 0.5%、長期前受金戻入控除率 80%を含む料金算定期間の4年間の総括原価から算出した平均改定率 15%とすることは妥当である。</p> <p>ただし、今回の料金改定は必要最小限の内容となっており、4年ごとに料金の見直しを行うことを前提としたものである。したがって、今後は4年ごとに料金見直しの検討を確実に<u>行っていく</u>必要がある。</p> <p>～ 略 ～</p>

No	新（今回）	旧（事前確認時）
3	<p>ウ <u>財政計画において、保呂羽浄水場再構築事業が令和 12 年度に完了する予定で見込額が計上されている。予算規模の大きい事業であり、事業経営に与える影響が大きいと思われることから、その事業が終了してからではなく、令和 9 年度から令和 12 年度を料金算定期間とした水道料金改定を視野に入れた説明を行っていくことが必要である。</u></p>	<p>ウ 保呂羽浄水場再構築事業が令和 12 年度に完了する予定であるが、その事業が終了してからではなく、令和 9 年度から令和 12 年度を料金算定期間とした水道料金改定を視野に入れた説明を行っていくことが必要である。</p>
4	<p>エ <u>資産維持費は給水サービス水準の維持向上及び施設実態の維持を目的としているものであり、今後においては将来の費用確保のため、実情を踏まえた検討をされたい。</u></p> <p>～ 略 ～</p>	<p>エ 資産維持費は施設の拡充・強化を目的としているものであり、今後においては将来の費用確保のため、実情を踏まえた検討をされたい。</p> <p>～ 略 ～</p>